

第98回 教育研究評議会（臨時） 議事要旨

日 時 平成22年9月6日（月） 13:30～14:35
場 所 連合農学研究科3階会議室

議題1. 教員の人事事項について

その他

[出席評議員] 25名

吉田学長

(理事) 河原、島、阿部、前田

(学部長等) 石川、平井、武隈、土田、宮嶋、榮鶴、吉田、杉原、長岡、福井、米田、野呂、越塩、高松、
松山、采女、菅沼、井上、中河、門

[欠席評議員] 5名

(学部長等) 清原、住吉、岩元、安部

(事務局長) 盛本

[オブザーバー]

坂東監事

(副学長) 萩野、馬場、安部、友清

[事務局]

(部長) 後藤

(課長) 鵜飼、野頭

議題 1. 教員の人事事項について（資料 1）

学長から、本件については教育研究評議会評議員のみで審査すること、監事は同席、副学長は陪席、事務局からは、総務部長、総務課長、人事課長、監査室長、ほか関係職員を陪席させること及び守秘義務がある旨の発言の後、8月20日に審査説明書を交付した4名については、1名の処分対象者から陳述請求期間内である8月26日に陳述請求書の提出があり、また、3名の処分対象者から8月27日に陳述しない旨の文書が提出されたことの説明があった。

引き続き、本学職員懲戒規則第4条第6項の規定に基づき教育研究評議会の決定事項について審議した結果、処分対象者が口頭陳述希望のため、出頭の日時・場所は9月16日（木）15:30、事務局第3会議室とすること、陳述時間は1時間程度とすることとなった。また、参考人の採否は陳述請求書において要請されていないことから、記述しないこと、その他必要と認める事項については、口頭陳述のための資料提出は認める旨を記載することとなり、本日決定した事項についてのみ記載し、本日、本人に通知することとなった。

また、学長から、本教育研究評議会終了後、役員会を開催し、陳述しない教員3名の懲戒処分を決定のうえ、本学職員懲戒規則第9条に基づき公表する旨の説明の後、公表する文書について、報道機関へは資料2をFAXで送信し、教職員へは資料3をメールで送信する旨の説明があった。

なお、陳述請求している処分対象者については、懲戒処分決定後に規則に従い公表する旨の発言があった。

資料については席上配布され、終了後回収となった。

その他

なし